

子どもインフルエンザ予防接種の費用助成方法の一部を 令和4年度から変更しています

問 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

令和3年度までは、町外の医療機関でインフルエンザの予防接種をされた場合は、接種料金を一旦全額支払っていただき、役場の窓口で費用助成の手続きを行っていただいております。

利便性の向上を図るため、令和4年度からは、町と契約した医療機関で接種をされた場合は、医療機関の窓口で**接種費用と助成額（上限3,000円）の差額のみ**を負担していただくこととなりました。

これにより、接種後に来庁していただく必要がなくなりました。（ただし、町と契約していない医療機関で接種をされた場合は、これまでどおり接種後に役場の窓口で費用助成の手続きが必要です。）

※**町と契約した医療機関の一覧は、和水平ホームページをご覧ください。**



子どもインフルエンザ（任意接種）

接種期間	令和5年10月1日回から令和6年1月31日回まで ※13歳未満の人は、1回目を令和5年12月31日回までに接種し、2回目を令和6年1月31日回までに接種してください。
対象者	接種当日に生後6か月以上で年度末年齢が18歳以下（高校3年生年齢相当）の人
接種回数	・生後6か月以上13歳未満：2回 ・13歳以上：1回
助成額	3,000円／回（上限） ※助成額を超えた分は、 自己負担 となります。
接種方法	【町と契約をしている医療機関の場合】 ・直接医療機関に行って接種を受けてください。接種の前に、費用助成の申請書兼委任状を書いていただきますので 印鑑を必ず持参 してください。 （医療機関によっては、事前に接種の予約が必要となる場合があります）

◆ 町と契約している医療機関**以外**で接種をする場合

- これまでどおり、接種した後に医療機関へ接種料金を一旦全額支払っていただき、役場の窓口で償還払いの手続きを行ってください。
- 償還払いの手続きをする際の持参物は次のとおりです。
①母子健康手帳や接種済証等の接種した事実がわかるもの ②領収書 ③印鑑 ④通帳
- ※2回接種を受ける人は、2回目の接種を受けた後に助成の申請手続きをしてください。
- ※償還払い申請期限：令和6年2月29日回まで



町ホームページ

インフルエンザ予防接種の費用を助成します

問 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

和水平町では集団感染や重症化を防ぐため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

インフルエンザの発症・重症化予防、新型コロナウイルスとの同時流行を防ぐため、流行前に予防接種を受けましょう。

ワクチンの効果を維持する期間が、接種後約2週間後から約5カ月とされていることから、10月から12月中旬頃までの間に接種することをお勧めします。

新型コロナウイルスワクチンとの兼ね合いについて

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの組み合わせは、接種間隔に関する規定がないため、同時接種が可能です。（ただし、インフルエンザ以外のワクチンは、新型コロナウイルスワクチンと同時に接種できません。互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。）和水平町立病院では、同時接種を行っておりませんので、ご了承ください。

高齢者インフルエンザ（定期予防接種）

接種期間	令和5年10月1日回から令和6年1月31日回まで
対象者	・接種当日に65歳以上の人 ・接種当日に60歳以上65歳未満の人で心臓・腎臓または呼吸器などの身体障害者手帳1級程度を有する人（対象となる人には、事前に予診票を郵送しています）
接種回数	1回
助成額	4,200円（上限） ※助成額を超えた分は、自己負担となります。 （委託医療機関で接種される場合は、 自己負担が1,180円 になります。）
接種方法	・委託医療機関で接種される場合、直接医療機関に行って、接種を受けてください。（予約が必要な場合があります） ・委託医療機関については、町ホームページで確認いただくか、直接医療機関に確認してください。委託医療機関以外での接種は、役場での事前の手続きが必要です。

◆ 町が委託した医療機関**以外**で接種をする場合

- 町指定の予診票が必ず必要ですので、接種前に、役場の窓口で手続きを行ってください。
- 町指定の予診票を使用して接種した後、医療機関へ接種料金を一旦全額支払っていただき、役場の窓口で償還払いの手続きを行ってください。
- 償還払いの手続きをする際の持参物は次のとおりです。
①予診票（原本） ②接種済証 ③領収書 ④印鑑 ⑤通帳
- ※償還払い申請期限：令和6年2月29日回まで



町ホームページ